解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年四月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

神奈川県横須賀市鴨居二丁目四一番二〇号

医療法人社団厚生会

清算人　田中　厚生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七一一三―四

清算法人徳之島土地改良区

清算人代表　高岡　秀規

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月十九日において社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

大阪府高槻市高槻町五番二五号北本ビル三階

医療法人市川婦人科クリニック

清算人　小林　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

大阪市淀川区十八条一丁目六番三二号

宗教法人覚樹寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

大阪市東住吉区矢田住道町五一四番地

宗教法人宗林寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

大阪市東淀川区北大道町二丁目二二番地

宗教法人**教**照寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十九日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目二四番一七号

宗教法人善教寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市高砂三丁目三九番地一三四、最後の住所山形県酒田市高砂三丁目二番一六号　被相続人　亡　齋藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市大字庭田字正田三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　本間　敬吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市徳宿一六八三番地一二番、最後の住所茨城県鉾田市徳宿一六八三番地一二　被相続人　亡　安達　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

茨城県水戸市南町二丁目六番三〇号石川ビル二階

相続財産管理人　弁護士　上畠　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市大竹一〇九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　塙　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

茨城県水戸市南町二丁目六番三〇号石川ビル二階

相続財産管理人　弁護士　柏田慎一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市藪塚町一四五二番地一五、最後の住所群馬県太田市藪塚町一四五二番地一五　被相続人　亡　小玉　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

群馬県太田市新井町五一七―六オオタ・コア・ビル五階

相続財産管理人　弁護士　平井　優一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目一五四番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区東仲町二〇番七号　被相続人　亡　鈴木　**紀**雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

埼玉県川口市本町四―一―八川口センタービル四階

相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市田尻二丁目三三三番地内一番、最後の住所千葉県市川市二俣二丁目八番二四号　被相続人　亡　福田　欽二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

事務所千葉県船橋市前原西二丁目一二番七号第一生命ビル六Ｆ司法書士法人水上事務所

相続財産管理人　司法書士　水上　元一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市松葉町五丁目一番地、最後の住所千葉県柏市松葉町五丁目五番地　一〇棟四〇一号　被相続人　亡　堀　幸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十九日

事務所千葉県松戸市松戸一三〇七―一　松戸ビル七〇二Ｃ　塚本晶也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚本　晶也